

○長島町子ども医療費助成条例

平成30年6月19日条例第22号

長島町子ども医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、子どもの保護者に対し、子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上及びその健やかな育成に寄与し、もって子どもの福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。
- (2) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く。）をいう。
- (3) 保護者 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する者をいう。
- (4) 助成対象児 医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者である子どもで、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、長島町の住民基本台帳に記録されているもの（当該子どもが修学その他の理由により本町の住民基本台帳に記録されていない場合、当該子どもを現に監護している者が本町の住民基本台帳に記録されているときは、当該子どもは本町の住民基本台帳に記録されているものとみなす。）をいう。
- (5) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。
- (6) 市町村民税非課税世帯 保険給付があった月の属する年度（当該給付があった月が4月から7月までの場合にあってはその前年度）に、市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定により課せられる場合

を除く。）が子どもの属する世帯の世帯員の全てについて課せられていない世帯をいう。

- (7) 保険医療機関等 医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。
- (8) 保険給付 医療保険各法の規定により、保険医療機関等において受ける療養の給付、保険外併用療養費、療養費、家族療養費、訪問看護療養費及び家族訪問看護療養費の支給をいう。
- (9) 一部負担金 医療保険各法の規定により、保険給付を受ける者が負担すべき一部負担金又はこれに相当するものをいう。
- (10) 審査集計機関 保険給付に係る一部負担金等の審査及びデータの入力を行う機関をいう。

(対象者)

第3条 この条例に基づく子どもに係る医療費の助成金（以下「助成金」という。）の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有し、かつ、医療保険各法の規定による被保険者、被扶養者若しくは組合員である**子どもの保護者**又は自ら医療費を負担している子どもとする。ただし、これらの者が、次の各号のいずれかに該当するものであるときは、当該対象者から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属する者
- (2) 長島町重度心身障害者医療費助成条例（平成18年長島町条例第108号）の規定により、医療費の助成を受けることができる者（市町村民税非課税世帯の乳幼児を除く。）
- (3) 長島町ひとり親家庭医療費助成に関する条例（平成18年長島町条例第99号）の規定により医療費の助成を受けることができる者（市町村民税非課税世帯の乳幼児を除く。）
- (4) 子どもを現に監護している者が本町以外の住民基本台帳に記録されている場合で当該地方公共団体から医療費の助成を受けることができる者

(助成金の支給)

第4条 町長は子どもが保険給付を受けたときにおいて、当該子どもに係る対象者に対し、助成金を支給する。ただし、市町村民税非課税世帯の乳幼児が保険給付を受けたときは、保険医療機関等（鹿児島県内のものに限る。）に助成金を支給することができる。

(助成金の額)

第5条 前条の助成金の額は、月の初日から末日までの間における保険給付に係る一部負担金の合計額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、助成金は同項の規定により算出して得た助成金の額から当該各号に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 国又は地方公共団体の負担する医療に係る給付を受けることができる場合 当該医療に係る給付を受ける額
- (2) 医療保険各法の規定により高額療養費の支給を受けることができる場合 当該支給される額
- (3) 医療保険各法の規定により付加給付を受けることができる場合 当該付加給付を受ける額
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）の規定により災害共済給付を受けることができる場合 当該災害共済給付を受ける額
- (5) 保険給付の原因が第三者の行為によって生じたものであり、かつ、当該第三者から同一の事由により損害賠償を受けた場合 当該損害賠償を受けた額

3 前項の規定にかかわらず、町長は、助成対象児に係る医療費の助成を受ける者が当該助成に係る医療に関し医療機関に支払った証明手数料のうち、証明1件につき50円を限度として助成する。

（受給資格の登録）

第6条 対象者は、あらかじめ規則で定めるところにより、町長に申請し、受給資格の登録を受けなければならない。

2 前項の規定により受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、当該登録した事項に変更を生じたときは、規則で定めるところにより、速やかに町長に届け出なければならない。この場合において、受給資格者が自ら届け出ることができないときは、その事情を明らかにして、他のものが届け出ることができるものとする。

（受給資格者証の交付）

第7条 町長は、前条第1項の規定による登録を行ったときは、受給資格者に対して、子ども医療費助成受給資格者証（以下「受給資格者証」という。）を交付するものとする。

（受給資格者証の提示）

第7条の2 受給資格者は、子どもが保険給付を受けようとするときは、当該保険医療機関等に対し、その都度、医療保険各法に規定する被保険

者等であることを証明する書面（以下「被保険者証」という。）及び受給資格者証を提示しなければならない。

（助成金の申請等）

第8条 受給資格者は助成金の支給を受けようとするときは、診療月の翌月から起算して2年以内に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が前条の規定により、鹿児島県内の保険医療機関等で保険給付を受けたときは、同項の規定による申請は要しないものとする。

（助成金の支払期限）

第9条 町長は前条第1項の規定による申請を受理したときは、当該申請のあった日の属する月の翌々月の末日までにその内容を審査の上、助成金の額を決定し、受給資格者に支払うものとする。

2 受給資格者が前条第2項の規定による保険給付を受け、審査集計機関から当該保険給付に係る費用額その他助成金の算定に必要な事項が町長に通知されたときは、町長は当該通知を受理した日の属する月の翌々月の末日までにその内容を審査の上、助成金の額を決定し、受給資格者に支払うものとする。ただし、審査に疑義があるときは、この限りではない。

（支給の停止）

第10条 児童に係る助成金は、児童の保護者及びその配偶者が助成金の支給を受けようとする日において、その日の属する年（1月から9月までの間の支給を受けようとする場合にあってはその日の属する年の前年）の3月31日までに納期が到来した町税その他の町の徴収金のうち規則で定めるもの（以下「町税等」という。）を滞納している場合であって、当該保護者にその児童に係る助成金を支給することが町税等の納付の義務の履行に関し著しく公平を欠くと認められる場合として規則で定める場合に該当するときは、町税等の滞納額が助成金との相殺等により消滅するまでの間、停止するものとする。

（助成金の返還）

第11条 町長は、助成金の支給を受けた受給資格者（以下「受給者」という。）が、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたときは、当該支給した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

2 受給者は、当該助成金の支給を受けた後において、第5条第2項各号に規定する損害賠償等を受けたときは、支給を受けた助成金の限度において、町長の認定する額を返還しなければならない。

(未支払の助成金)

第12条 町長は、受給資格者が、第8条第1項の規定による申請があった後に、又は第9条第2項の規定による通知を受理した後に死亡した場合において、当該死亡した受給資格者に支払うべき助成金で、未支払のものがあるときは、町長が適当と認めた者に当該未支払の助成金を支払うものとする。

(受給権の保護)

第13条 助成金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長島町子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療にかかる医療費の助成は、なお従前の例による。

(準備行為)

3 新条例第7条の規定による受給資格者証の交付及び当該交付に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、新条例の例により行うことができる。

○長島町子ども医療費助成条例施行規則

平成18年3月20日規則第60号

改正

平成19年1月19日規則第2号

平成19年4月1日規則第15号

平成21年1月20日規則第1号

平成24年3月29日規則第2号

平成24年12月18日規則第11号

平成27年1月7日規則第1号

平成30年6月19日規則第9号

長島町子ども医療費助成条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長島町子ども医療費助成条例（平成30年長島町条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録申請)

第2条 条例第6条第1項の規定により登録を受けようとする助成対象者は、子ども医療費助成金受給資格者登録申請書（様式第1号）により町長に申請しなければならない。

2 前項の助成対象者が子どもと同居しないでこれを監護し、かつ、これと生計を同じくするものであるときは、前項の申請書に別居監護等申立書（様式第1号の2）を添付しなければならない。

(受給者資格証の交付等)

第3条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、受給資格を有すると認めるときは、これを登録し、子ども医療費助成金受給資格者証（様式第2号。以下「資格者証」という。）を作成し、当該申請をした助成対象者に交付する。

2 前項の受給資格者で、条例第2条第6項に規定する世帯については、乳幼児医療給付受給資格者証（別記第2号様式の2 以下、別記第2号様式と併せて「資格者証」という。）を作成し、当該申請をした助成対象者に交付する。

3 条例第6条第1項の規定により受給資格の登録を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、資格者証を破損、汚損、又は亡失したときは子ども医療費助成金受給資格者証再交付申請書（様式第3号）を町長に提出し、資格者証の再交付を受けるものとする。

(登録事項変更の届出)

第4条 条例第6条第2項に規定する登録事項の変更の届出は、子ども医療費助成金受給資格者登録事項変更届（様式第4号）に資格者証を

添えて行うものとする。

(助成金の支給申請)

第5条 条例第8条第1項に規定する助成金の支給申請は、病院、診療所、薬局その他の療養機関（以下「医療機関等」という。）の証明（医療機関等が領収証を発行するときは、当該領収証）を付した子ども医療費助成金支給申請書（様式第5号）に資格者証を添えて行うものとする。

(助成金額の決定)

第6条 町長は、条例第9条の規定により助成金の額を決定したときは、その旨を受給資格者に通知する。

(受給資格者証の返還)

第7条 受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格者証を町長に返還しなければならない。

(電子計算システムへの記録及び保存)

第8条 町長は、受給資格者の資格その他必要な事項を電子計算システム（長島町電子計算機の管理運営に関する要綱（平成18年長島町訓令第12号）第2条第1号に定めるものをいう。）に記録し、保存するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の東町乳幼児医療費助成条例施行規則（昭和63年東町規則第8号）又は長島町乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年長島町規則第9号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年1月19日規則第2号）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成19年3月1日以降の診療分から適用する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の長島町乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成19年4月1日規則第15号）

この規則は、平成19年4月1日から施行し、同日以降の診療分から適用する。

附 則（平成21年1月20日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年 3 月29日規則第 2 号）

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成24年12月18日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 1 月 7 日規則第 1 号）

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 6 月19日規則第 9 号）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成 3 0 年 1 0 月 1 日以降の診療分から適用する。

2 この規則の施行の際現に改正前の長島町乳幼児医療費助成条例施行規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。